



平成25年10月21日
四国地方整備局

四国地方整備局入札監視委員会第二部会の審議概要について

四国地方整備局入札監視委員会第二部会は、本年度第2回定例会議を下記のとおり開催しました。

審議内容は、四国地方整備局(港湾空港関係)が平成25年4月から平成25年6月までに発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務・物品の中から委員が無作為に抽出した6件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

その審議概要は別添のとおりです。

記

開催日 平成25年9月24日(火)

会場 高松サンポート合同庁舎 7階会議室

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061(代表)

四国地方整備局入札監視委員会事務局

技術審査官 佐野正佳(内線6216)

経理調達課長 下園義朗(内線6311)

品質確保室長 三野真治(内線6413)

別添1

四国地方整備局 入札監視委員会第二部会第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成25年9月24日(火) 高松サンポート合同庁舎7階会議室					
委員 (部会委員 3名)	部 会 長 小竹 望(高専教授) 委 員 國村 年(大学准教授) 委 員 関谷 利裕(弁護士)				敬称略 委員は50音順	
審議 対象期間	平成25年4月1日～平成25年6月30日契約分					
審議案件	総件数 6件(工事2件、建設コンサルタント業務等3件、役務及び物品1件)					
	入札方式	件 名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札 者数	落札率 (%)
工 事	一般競争入札 方式 (政府調達協 定適用対象工 事)	備讃瀬戸北航路(-19m)浚渫工事	東洋・りんかい日 産・あおみ特定建 設工事共同企業 体	1,066,800	4	90.97
	一般競争入札 方式 (政府調達協 定適用対象外 工事)	宿毛湾港池島地区防波堤(Ⅱ)築 造(岩盤撤去)工事	東洋建設(株)	169,575	7	86.19
建設コン サルタン ト業務等	一般競争入札 方式	撫養港海岸桑島瀬戸地区実施設 計	いであ(株)四国支 店	11,340	2	95.15
	簡易公募型競 争入札方式	松山港湾・空港整備事務所管内港 湾施設老朽化点検調査	国際航業(株)松山 営業所	31,815	9	79.13
	簡易公募型プ ロポーザル方 式	高知空港地震影響検討業務	日本工営(株)四国 支店	19,950	4	99.84
役 務 及び物品	一般競争入札 方式	GPS波浪計観測情報等監視業務	特定非営利活動 法人海上GPS利 用推進機構	66,675	1	96.74
報告事項	①指名停止の運用状況 ②談合情報等の対応状況 ③再度入札における一位不動状況 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況					
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

(注)プロポーザル方式においては、「入札者数」は「技術提案書の提出者数」である。

別紙 委員からの意見・質問、それらに対する回答等

1. 抽出案件の審議概要

1. 工事 一般競争入札方式(WTO適用対象工事)

抽出案件	意見・質問	回答
<p>備讃瀬戸北航路(-19m)浚渫工事</p>	<p>・技術提案の評価のところで差が開いてますが、具体的にどのような提案をどのように評価したのでしょうか。</p> <p>・技術提案に対する加算点の評価方法の「優れた工夫」、「良い工夫」、「一般的な配慮」として配点が6, 3, 0点とありますが、同じ〇にも6点と3点の差が付いているということでしょうか。</p>	<p>特定評価項目1「浚渫工及び土捨工の施工管理」において、A社で1提案、B社で1提案、それぞれ加算点を付与していないものがございます。</p> <p>まず、A社の「浚渫工における潮流に配慮した施工の工夫」の提案内容について評価を行った結果、この技術提案の導入効果が不明と判断して加算点を付与しませんでした。</p> <p>また、B社の「土捨における効率的な施工の工夫」の提案内容について評価を行った結果、標準的な施工の範疇と判断して加算点を付与しておりません。</p> <p>一般論として、導入効果が不明のものや標準的な施工は評価を行わないこととしているほか、同じような提案内容であっても優れた工夫として6点評価するものと、良い工夫として3点評価を行う等の区分も行っており、結果としてこのような差が出ております。</p> <p>そのとおりです。</p>

2. 工事 一般競争入札方式(WTO適用対象外工事)

抽出案件	意見・質問	回 答
宿毛湾港池島地区防波堤(Ⅱ)築造(岩盤撤去)工事	<p>・入札金額が1社を除くとほぼ一緒ですが、何か理由はわかりますか。</p> <p>・加算点について20点満点となっていますが、提案項目が1つしかないから20点とかそういう取り決めがあるのでしょうか。</p> <p>・工事の難易度に関連して技術提案の項目を設定したり、その結果技術提案の加算点を運用したりということでしょうか。</p>	<p>あくまでも想像ですが、積算基準を公表しているもと、グラブ船による浚渫工事の標準的な歩掛りを用いれば、各社ともに今回の工事価格が同じレベルで想定できると思われます。</p> <p>その元で、調査基準価格の設定方法も入札説明書に記載しておりますので、各社ともに調査基準価格を同じレベルで想定できるのではないかと考えられます。</p> <p>この結果として、入札価格が同じような額になったのではないかと推測されます。</p> <p>先にご説明したWTO案件の場合は、加算点60点として設定しており、2テーマを設けた関係で各テーマ30点の配点としております。</p> <p>本件の場合は技術提案評価型の1テーマを求めるものとして20点の配点としており、2テーマを求めるものについては、各テーマ20点の配点で合計40点として設定しております。WTO案件と技術提案評価型の1テーマ、2テーマで加算点の設定方法が異なっております。</p> <p>そういう運用をしております。</p>

3. 建設コンサルタント業務等 一般競争入札方式

抽出案件	意見・質問	回 答
撫養港海岸桑島瀬戸 地区実施設計	<p>・評価表の中の業務表彰の有無の差が10点となっています。この表彰者というのは何人くらいいるのでしょうか。</p> <p>・評価表の履行確実性度について説明願います。</p> <p>・あまりに低い価格での入札とかを防止するためですか。</p>	<p>平成21年度から4年間において、配点が10点の①局長表彰を受けた者は31名。配点が6点の②事務所長表彰を受けたものは56名になります。土木学会四国支部表彰や地盤工学会四国支部表彰等に付きましては、全体を把握しておりませんが、申請主義でございますので申請に応じて評価しております。</p> <p>低入札対策の一環として、1000万円以上の総合評価方式を採用している業務に対して履行確実性評価を実施しております。</p> <p>建設コンサルタント業務の場合、「直接人件費の額」、「直接経費の額」、「その他原価の額に10分の9を乗じた額」、「一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額」を足し合わせて得た額が調査基準価格になります。この額より下回った場合は履行確実性の審査のための追加資料を提出してもらうこととなります。</p> <p>これをもとに、「業務内容に対応した費用が計上されているか」、「配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか」、「品質管理体制が確保されているか」、「再委託先への支払いは適正か」という視点で資料確認並びにヒアリングを行い、履行確実性度を評価します。この1から0の係数を技術提案評価点に乗じるという方法で、工事と同じように履行の確実性度を評価いたします。</p> <p>そういうことです。</p>

4. 建設コンサルタント業務等 簡易公募型競争入札方式

抽出案件	意見・質問	回 答
松山港湾・空港整備 事務所管内港湾施設 老朽化点検調査	特になし	

5. 建設コンサルタント業務等 簡易公募型プロポーザル方式

抽出案件	意見・質問	回 答
高知空港地震影響検討業務	・簡易公募型プロポーザル方式というのは落札率が高くなる傾向があるのでしょうか。	簡易公募型プロポーザル方式の場合、技術提案を特定して、その相手方の見積などによって予定価格を決めますので、必然的に予定価格と落札結果が近い状態になると想定されます。 また、予め入札公告に「本業務の参考業務規模は2000万円程度(消費税込)を想定している」と記載しておりますのでそれに近い額で入札されるものと思われます。

6. 役務・物品 一般競争入札方式

抽出案件	意見・質問	回 答
GPS波浪計観測情報等監視業務	・特定非営利活動法人というのはNPO法人と同じものでしょうか。 ・NPO法人全般とは多く契約されているのでしょうか。 ・全国15箇所のGPS波浪計の入札を四国地整が行っているのですか。	同じものです。 近年の実績で見ますと、四国においては、この案件くらいです。 しかし最近、公益法人的な団体が整理をされて、新しい法律のもと、NPO法人という形態をとっている事業主体が結構増えている現実があると思います。そのようなもとで、今回の案件のように特殊かつ、かなり専門性が高いものは、NPO形態をとっているところが実際に仕事をしている例がそれなりにあると思います。防災関係や街づくり等、様々な分野において、NPOが専門性を持って存在していますので、契約している例は調べればいくつも出てくると思います。 全国でGPS波浪計を管理している局が昨年の段階で4局ありますが、その4局間で協定を結んだ上で、持ち回りで代表局が契約手続きを行っていくというやり方を取っております。 25年度は四国地方整備局が代表局として契約手続きを行っております。 支払いについては各局がその持分に応じて各局で支払っております。

7. その他(抽出案件以外)

抽出以外の案件	意見・質問	回 答
<p>宿毛湾港池島地区防波堤(Ⅱ)工事(その(1))、高知港桂浜地区桂浜防波堤工事(その(1))</p>	<p>・入札者数が1者で契約の相手方が同じですがこれはなにかあるのでしょうか。</p>	<p>各工事における参加資格要件は適切に設定しているつもりですが、時期によっては技術者を配置する事が難しい場合や、所有している施工機械を上手く運用できない場合などもあって、結果として、入札参加者が少なくなるケースがあると思われます。</p> <p>ただし、宿毛湾港池島地区防波堤(Ⅱ)工事(その(1))については、参加要件の実績で確認しますと15社ほど該当する社があり、入札公告資料をダウンロードした社は22社ありました。</p> <p>高知港桂浜地区桂浜防波堤工事(その(1))についても、参加資格要件を設定したときの確認では9社ほどあり、入札公告資料をダウンロードした社は31社ございましたので参加意欲はそれなりにあったのではないかと思います。</p> <p>それが何故1社になったのか正確なところはわかりませんが、その時の技術者の配置等が難しかったのではないかと想像されます。</p>